

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御 中
← 厚生労働省 老健局介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護保険制度の被保険者となる外国人住民の
取扱いに関するQ&Aについて

Vol.495

平成27年8月31日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線2164）
FAX：03-3503-2167

事 務 連 絡
平成 27 年 8 月 31 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険制度の被保険者となる外国人住民の取扱いに関する
Q & A について

介護保険制度における外国人住民の取扱いについては、「介護保険制度の被保険者となる外国人住民の取扱いに関する Q & A について」（平成 24 年 6 月 1 日付介護保険計画課事務連絡。以下「平成 24 年事務連絡」という。別紙 3 参照）にてお示ししたところであるが、今般、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（平成 27 年法務省告示第 341 号）が平成 27 年 6 月 23 日に公布および適用されたことにより、観光や保養を目的として来日する外国人であって、一定の要件を満たす者については、「特定活動」の在留資格が付与され、我が国に在留することとされた（概要は別紙 2 参照）。これを受け、当該在留資格が付与された外国人住民の介護保険制度での取扱いについて、新たに別紙 1 のとおり Q & A を作成したので、別添の平成 24 年事務連絡とあわせて貴管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に周知徹底を図られたい。

問 「特定活動」の在留資格で入国及び在留する者のうち、一定の要件を満たした富裕層の外国人が、観光等を目的として1年を超えない期間日本に滞在し、市町村の住民基本台帳に登録された場合については、介護保険の被保険者となるのか。

(答)

当該制度を利用し、入国及び在留する外国人については、「観光・保養・その他これらに類似する活動」を前提に1年を超えない期間に限って日本に入国した者であることから、市町村の住民基本台帳に登録された場合であっても、介護保険における住所となる「生活の本拠」については、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居住意思を総合して決定すると解釈されていることなどを踏まえると、「生活の本拠」が当該市町村にあるとは言えず、介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者にはならない。

外国人富裕層の長期滞在を可能とするための制度

現行

観光目的の場合、「短期滞在」の在留資格により最長「90日」の在留を認めている。

制度の概要

要件(対象者)

- ・在留資格「短期滞在」に関し査証免除措置を行っている国・地域
- ・18歳以上
- ・3,000万円以上の預貯金
- ・民間医療保険への加入

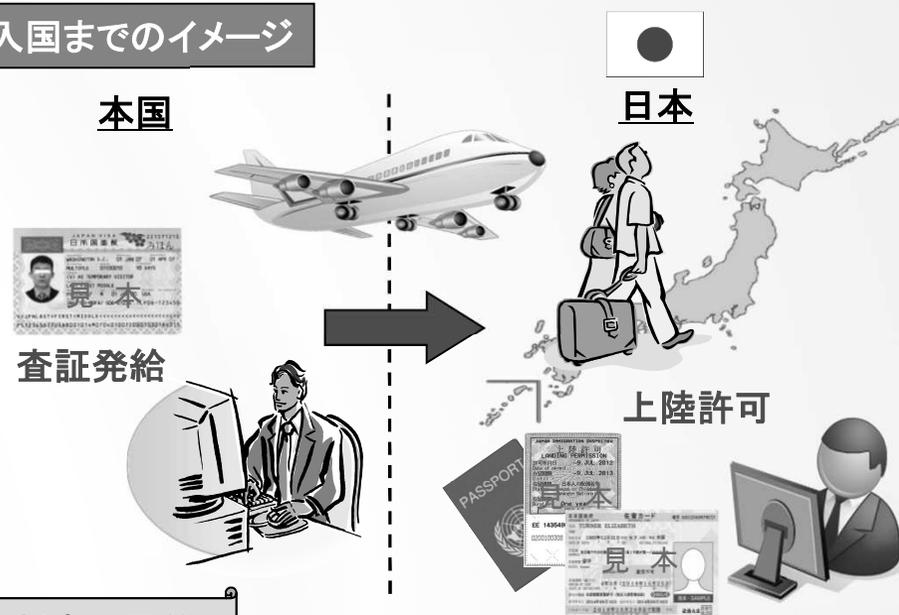
在留資格・在留期間

- ・在留資格:「特定活動」
- ・在留期間:「6月」(1回更新可能)

その他

- ・配偶者の同伴可能

入国までのイメージ



制度の目的

海外富裕層の観光目的による我が国への長期滞在需要を取り込むことにより、地域経済の活性化などにつなげていく。

○法務省告示第三百四十一号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七條第一項第二号の規定に基づき、平成二十二年法務省告示第三百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十三日

法務大臣 上川 陽子

第五号の二中「日本国領事官等」の下に「法第二条第四号に規定する日本国領事官等をいう。以下同じ。」を加える。

第三十九号の次に次の二号を加える。

四十 次のいづれにも該当する十八歳以上の者が、本邦において一年を超えない期間滞在して行う観光、保養その他これらに類似する活動

イ 我が国が、法令、国際約束又は日本国政府

が外国政府に対して行った通告により、旅行

形態を限定することなく、その国又は地域（法

第二条第五号口の地域及び国から旅券を発行

する権限を付与されている行政区画をいう。

以下同じ。）の国籍者等（国にあつてはその国

の国籍を有する者をいい、地域にあつては当

該地域の居住者のみ発行される旅券を所持

する者をいう。以下同じ。）であつて、その国

又は地域が発行する一般旅券（旅券法（昭和

二十六年法律第二百六十七号）第二条第二号

に規定する一般旅券に相当するものをいう。

以下同じ。）を所持し、観光その他の目的で本

邦に短期間滞在しようとするものについて、

日本国領事官等の査証を必要としないことと

している国又は地域（その国又は地域の一般

旅券を所持する者の全てについて査証の取得

を勧奨する措置をとっている場合を除く。）の

うち、別表第九に掲げるものの国籍者等であ

ること。

ロ 申請の時点において、申請人及びその配偶

者の預貯金の額の合計額が日本円に換算して

三千万円以上（当該配偶者がこの号に掲げる

活動を指定されて在留し又は在留しようとし

ている場合にあつては、六千万円以上）であ

ること。

ハ 本邦における滞在中に死亡し、負傷し、又

は疾病に罹患した場合における保険に加入し

ていること。

四十一 前号に掲げる活動を指定されて在留する者に同行する配偶者であつて、同号イ及びハのいづれにも該当するものが、本邦において一年を超えない期間滞在して行う観光、保養その他これらに類似する活動

別表第九

アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン共和国、アンドラ公国、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カナダ、キプロス共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コスタリカ共和国、サンマリノ共和国、シンガポール共

和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チエコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、パハマ国、バルバドス、ハンガリー、フィンランド共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、モリシャス共和国、モナコ公国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レソト王国、台湾、香港、マカオ

別紙 3

事 務 連 絡
平成 2 4 年 6 月 1 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険制度の被保険者となる外国人住民の取扱いに関する
Q & Aについて

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行に伴う外国人住民に係る介護保険の被保険者資格の取扱いについては、「住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険の取扱いについて」（平成24年1月25日付け老介発0125第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）においてお示ししたところですが、事務の実施に当たり、別添のとおりQ & Aをまとめましたので、貴管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

問1 「特定活動」の在留資格で入国及び在留する者のうち、医療を受ける活動又は当該活動を行う者の日常生活上の世話を目的として入国及び在留するものは介護保険の被保険者となるのか。

(答)

介護保険の被保険者にはならない。

問2 「公用」の在留資格を有する外国人住民について、3か月を超える在留期間を認められたものは、改正後の住民基本台帳法（平成21年法律第77号。以下「改正住基法」という。）の適用対象外であっても国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者となるが、介護保険の被保険者としてよいか。

(答)

「公用」の在留資格を有する外国人住民について、3か月を超える在留期間を認められたものは、改正住基法の適用対象外であっても、介護保険の被保険者となる。

なお、「外交」の在留資格を有する外国人住民並びに合衆国軍隊の構成員、軍属及びその家族については、引き続き介護保険の被保険者にはならない。

問3 「興業」や「家族滞在」等の在留資格で滞在しているケースであっても、介護保険の被保険者となるのか。

(答)

改正住基法の適用対象となる外国人住民については、介護保険の被保険者となる。3か月以下の在留期間が決定された外国人住民であり、改正住基法の適用対象とならない場合であっても、3か月を超えて日本に滞在すると見込まれる場合は、保険者の判断で介護保険の被保険者としても差し支えない。

問4 新たに介護保険の被保険者となる外国人住民の資格取得日はいつになるのか。

(答)

改正住基法の施行日（平成24年7月9日）前から既に日本に滞在しており、施行日以後新たに介護保険の被保険者となる外国人住民については、当該施行日が資格取得日となる。また、施行日以後に日本に入国し、新たに介護保険の被保険者となる外国人住民については、転入日が資格取得日となる。

問5 改正住基法の施行日以後に住民基本台帳法第30条の50に基づく法務大臣の通知により遡って住民票が消除された場合、介護保険の資格喪失日はいつになるのか。

(答)

資格喪失日は、住民票が消除された日となる。

問6 介護保険の被保険者であった外国人住民の在留資格が更新され、中長期在留資格者等でなくなった場合は、その時点で資格を喪失するのか。

(答)

在留資格が更新され、改正住基法の適用対象とならなくなった場合でも、既に被保険者の資格を有している者については、保険者の判断で引き続き介護保険の被保険者としても差し支えない。

問7 新たに入国してきた外国人住民は、日本での所得が無いため、保険者は当該外国住民の申告に基づき保険料の算定をするが、日本語の理解が不十分な者が多く、届出書への記入や申告をスムーズに行うのは困難と思われる。そのため、就労ができない在留資格を一律「収入無し」とみなすことは可能か。

(答)

保険料に関する申告については、介護保険条例参考例第25条のとおり、納付義務者（被保険者）は、申告書を提出しなければならないとされており、就労ができない在留資格を有していることのみをもって「収入無し」とみなすことは適当ではない。

したがって、新たに入国してきた外国人住民についても、申告を行っていただくこととなる。

問8 年度内に在留期間満了日を迎える外国人住民の保険料賦課決定について、在留期間が更新されることを前提として、年度末まで1年度分の賦課決定を行うことは可能か。また、在留期間が3か月以下の外国人住民に対しても同様の取扱いが可能か。

(答)

保険料については、在留期間満了日に関わらず、介護保険の被保険者に対しては、年度末までの1年分の保険料の賦課を行うこととなる。年度途中で被保険者の資格を喪失した場合は、月割賦課を行い保険料の更正がなされることとなる。

在留期間が3か月以下の外国人住民についても、同様となる。

問9 住基法改正による介護保険関係のシステム改修について、国からの費用補填はあるのか。

(答)

保険者から申請があった場合は、介護保険事業費補助金において、予算の範囲内で補助を行うこととしている。